

一般競争入札の公告

平成29年度 高速1号線舗装修繕工事

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月24日

広島高速道路公社 理事長 石岡 輝久

1 工事概要

- (1) 工事名 平成29年度 高速1号線舗装修繕工事
- (2) 工事場所 広島市東区温品町
- (3) 工事内容 工事延長 L=300m 舗装工 路面切削工 A=2,390 m²
舗装打換え工 A= 2,390 m²
区画線工 区画線工 1式
- (4) 工期 契約締結日から平成29年12月15日まで

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

(1) 入札参加者の資格要件

- ア 公告日において、広島高速道路公社における「ほ装工事業」に係る平成29・30年度建設工事競争入札参加資格の認定を受け、広島市内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の本店を有する者、又は広島県内に建設業法第3条第1項の本店を有し広島市内に支店等(継続して入札に関すること等の委任を受けているものに限る。)を有する者であること。
- イ 成年被後見人及び被保佐人(準禁治産者を含む)並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ウ 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- エ 建設業法別表の上欄に掲げる舗装工事について、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること。
- オ 次のいずれにも該当していないこと。
- (ア) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者
- (イ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島高速道路公社が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていない者
- (ウ) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- カ 公告日から入札日までの間のいずれの日においても、広島高速道路公社競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- キ 公告日から入札日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止(本件工事の入札に参加し、又は本件工事の請負人となることを禁止する内容を含まない処分を除く。)を受けていない者であること。
- ク 他の入札参加希望者と次のいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 他の入札参加希望者の親会社(会社法第2条4号の親会社をいう。以下同じ。)
- (イ) 他の入札参加希望者の子会社(会社法第2条3号の子会社をいう。以下同じ。)

- (ウ) 他の入札参加希望者の親会社の子会社
- (エ) 役員又は管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。以下同じ。）
が他の入札参加希望者の役員又は管財人を兼ねている者
- (オ) 代表権を有する者同士が夫婦、親子及び兄弟姉妹の関係にある者
- (2) 平成19年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として、完成・引渡しを完了した、国、都道府県、政令市、高速道路6社又は道路関係公社発注工事で、下記の同種工事①及び②の要件を満たす施工実績（同一工事でなくてもよい）を有すること。
なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が30%以上の場合に限る。
同種工事
 - ①自動車専用道路の交通規制を伴う工事（道路維持工事、道路付属施設工事又はアスファルト舗装工事）
 - ②アスファルト舗装工事
- (3) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を本件工事に専任で配置できること。
ただし、建設業法（昭和24年法律100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。
 - ア 「舗装工事」について、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者
 - イ 上記2（2）に掲げる要件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者としての施工経験を有すること。
 - ウ 入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係である者
なお、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加資格確認申請書提出日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、建設業法第26条第3項に該当しない場合は、引き続き3か月以上の雇用関係は求めない。
 - エ 配置する監理技術者又は主任技術者は、契約時点で次の要件を満たすこと。
 - (ア) 建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）（以下「施行令」という。）第1条の2及び第27条第1項に該当しない工事について、他の工事の技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）として3件（本工事を含む。）以上を兼務していないこと。
 - (イ) 施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、2件（本工事を含む。）以上の公共工事の主任技術者等として配置されていないこと。
 - (ウ) 施行令第27条第1項に該当する工事で、施行令第27条第2項が適用されないものについて主任技術者等として配置されていないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話（082）508-6848

イ 工事内容に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部保全課保全係 電話（082）508-6822

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から平成29年9月4日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

イ 場所 (ア) 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

(イ) 広島高速道路公社のホームページ (<http://www.h-exp.or.jp/>)

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料等（以下、これらをあわせて「申請書等」という。）の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から平成29年9月4日（月）午後5時00分まで（必着）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

(4) 競争入札参加資格の確認及び通知

申請書等を提出した者について、競争入札参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して、平成29年9月6日(水)までに、一般競争入札参加資格確認結果通知書により競争入札参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件工事に係る競争入札参加資格を有すると確認し得る者がいないとき、本件工事に係る競争入札を中止する場合がある。

4 入札日時等

(1) 入札、開札の日時(予定)、場所、入札書・工事費内訳書の郵送方法等

ア 日時 平成29年9月15日(金) 午前10時00分

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 方法 郵送することとし、持参又は電送によるものは認めない。なお、郵送方法は次のとおりとする。

・一般書留又は簡易書留のいずれかの方法にて行うこと。

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

・工事費内訳書を同封すること。工事費内訳書については、7による。

・送付先は上記3(2)イに掲げる場所とする。

・到達期限は、平成29年9月14日(木)の午後5時00分までとする。

エ 立会 入札参加者(入札者の代理人を含む。)は、開札に立ち会うことができる。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数等

第1回目の開札において予定価格に達する入札書が無いときは、1回に限り再度入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最低入札価格、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を契約締結日までに納付

ただし、国債若しくは地方債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は履行保証契約を締結し、当該保険証券又は保証証券を公社に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に際しての注意事項に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条、広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)第36条の2第3項の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に2に掲げる資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当する。

5 低入札価格調査等について

(1) 調査基準価格に満たない入札があった場合の取扱い

本件工事は、調査基準価格を設定しており、落札者となるべき者の入札価格がこれを下回る場合は、取扱要綱第38条に基づく調査(以下「調査」という。)を行った上で、後日落札決定する。

調査は、広島高速道路公社建設工事低入札価格調査制度事務取扱要綱により行うので、入札者は当該調査に協力しなければならない。調査の結果、別に定める「建設工事競争入札に係る適正な履行確保の基準」に掲げる基

準のすべてを満たさない場合は、落札者とはしない。

(2) 低入札価格者を落札者とした場合の措置

ア 契約保証金

契約締結にあたり、納付すべき契約保証金の額又は保証金額若しくは保険金額は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第47条の3第1項の規定により、当該請負代金額の10分の3以上とする。

なお、契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、約款第47条の3第2項の規定に基づくものとする。

イ 配置予定技術者の増員等

調査の結果落札者となった者は、約款第47条の3第3項の規定により、本件工事において、主任技術者とは別に同一の資格（2（3）イに掲げる施工経験を除く。）を有した技術者を専任で1名現場に追加配置すること。この場合、追加配置した技術者（以下「追加配置技術者」）が現場代理人を兼務することは認めない。

なお、追加配置技術者は施工中、主任技術者を補助し、主任技術者と同様の職務を行うものとする。また、追加配置技術者を求められることとなった場合には、約款第10条第1項第2号の規定に基づき、その氏名その他必要な事項を主任技術者の通知と同様に発注者に通知するものとする。

また、広島高速道路公社土木工事共通仕様書1-1-1-5（コリンズ（CORINS）への登録）により、工事实績情報システム（CORINS）への登録する場合には、追加配置技術者は担当技術者として登録すること。

ウ かし担保責任の存続期間

約款第47条の3第4項の規定により、かし担保責任の存続期間は2年以内（コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合には4年以内）とする。

エ 契約解除の場合の違約金の額

約款第47条の3第5項の規定により、請負代金額の10分の3に相当する額とする。

オ 低入札価格調査時提出資料の実施状況調査

5（1）に示す低入札価格調査時に提出のあった資料等について、実施状況の重点調査を行う予定である。

なお、詳細は土木工事共通仕様書による。

6 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更は認められない。病休等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2（3）に掲げる要件を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

7 工事費内訳書

本件工事の入札参加者は、取扱要綱第36条の2第2項により、入札時に工事内訳書を提出しなければならない。入札の際に、工事費内訳書の提出がない場合、入札は無効とする。入札参加者は、入札書を郵送する際に、工事費内訳書を同封すること。工事費内訳書の作成にあたっては、様式8に従い、「本工事費内訳表」に記載された項目に係る金額を記載するものとする。

8 建設リサイクル法

(1) 落札者は、建設工事に係る資材の再資源等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）

第12条第1項に基づく書面（建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等が記載されたもの。）を作成し、契約を締結する前に発注者（工事担当課）へ提出し、内容について説明しなければならない。

(2) 落札者は、法第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づく書面（①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用等を明記したもの）を作成し、落札決定後5日以内に発注者（契約担当課）へ提出しなければならない。

(3) 法第13条及び省令第4条に基づく書面の作成方法については次のとおりとする。

ア 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は、直接工事費とする。

イ 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

- (4) 法第13条及び省令第4条に基づく書面が落札決定後5日以内に提出されない場合には、契約締結拒否となる。
- (5) 上記(4)の場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について発注者に請求できない。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、取扱要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、約款及び設計図、仕様書その他契約条件に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争入札参加資格が無いものと扱う場合がある。
- (6) 落札者は、配置予定技術者を本件工事に配置しなければならない。
- (7) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (8) 公告に定めるもののほか、本件工事に関する入札手続等の詳細は入札説明書による。

以 上